

加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）



加古川市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景、目的	1
1. 策定の背景	1
2. 目的	1
第2節 計画の期間、対象	2
1. 計画の期間	2
2. 計画の対象	2
3. 計画の対象とする温室効果ガス	2
第3節 計画の位置づけ	3

第2章 これまでの取組状況

第1節 市の事務事業による温室効果ガス排出状況	4
第2節 主な項目ごとの温室効果ガス排出状況	5
1. 電気使用量及び電気の使用による温室効果ガス排出状況	5
2. 化石燃料の使用による温室効果ガス排出状況	6
3. 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出状況	7
第3節 その他の取組状況	7
1. 市の事務事業による廃棄物量	7
2. 用紙購入量	8
3. グリーン購入率(物品)	9
4. 低公害車の割合	10
5. 市が所管する施設での再生可能エネルギー等導入状況	10

第3章 計画目標と取組

第1節 計画目標	11
第2節 目標の設定	13
1. 市の事務事業による温室効果ガス排出量の目標設定	13
(1) エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の目標	13
①電気の使用による温室効果ガス排出量の目標	14
②化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の目標	15
③電動車の導入割合の目標	15
④市が所管する施設での太陽光発電設備の導入目標	16
⑤市が所管する施設でのLED照明の導入目標	16

(2) 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標	16
2. 市の事務事業による廃棄物量の目標設定	17
3. グリーン購入の目標設定	17
(1) グリーン購入率（物品）の目標	18
(2) 環境に配慮した公共工事及び施設整備の目標	18
4. その他の取組目標	18
第3節 目標達成に向けた取組内容	
1. 取組内容一覧	21
第4章 計画の推進と点検・評価	
第1節 計画の推進体制	24
1. 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限	24
2. 委員会の責任及び権限	25
3. 環境マネジメントシステムの推進体制	26
4. 点検・評価体制	27
第2節 取組内容	27
1. 目標及びプログラムの設定	27
2. Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）	28
3. 点検結果の公表	28
第3節 職員に対する研修等	28
第4節 計画の見直し	28

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景、目的

1. 策定の背景

地球温暖化や環境汚染などの環境問題は、現代社会における最大の課題の一つとして取り上げられています。特に地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な問題とされています。私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球の気候変動を加速させる大きな要因となっており、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されています。

このような中、国際的な動きとして、平成 27（2015）年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において「パリ協定」が採択され、加盟する 196 ヶ国すべての国で温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくことが合意されました。

日本では、平成 28（2016）年に地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減することが示されましたが、令和 3（2021）年 3 月には、令和 12（2030）年度に 46%削減、さらに 50%の高みをめざすことが表明され、令和 32（2050）年度には二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指して、脱炭素を力強く進めています。

本市においても、令和 4（2022）年の 2 月に「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和 5 年（2023）9 月には、市域の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 48%削減することを掲げた、「第 3 次加古川市環境基本計画（改定版）」を策定しました。

市域で脱炭素化を強力に進めていく中、市も一事業者として、温室効果ガス排出量の削減に率先して積極的に取り組んでいくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第 21 条に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけた「加古川市環境配慮率先実行計画（第 5 期）」を改め、「加古川市環境配慮率先実行計画（第 6 期）」の策定を行うものです。

2. 目的

市も大規模な事業者、消費者であるとの立場を自覚し、職員一人ひとりが、それぞれの立場で省エネルギー、ごみ減量、温室効果ガス排出量の削減など、環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、一丸となって脱炭素型の事務事業に取り組み、2050 年に二酸化炭素実質排出ゼロを目指していくことを目的とします。

第2節 計画の期間、対象

1. 計画の期間

前計画の期間は令和7（2025）年度までとしていましたが、令和5年9月に「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」を策定し、本市の温室効果ガス排出量の削減目標をさらに強化したことから、新たに本計画を策定することとします。計画の期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とし、一事業者である市役所の事務事業活動における温室効果ガス排出量の削減目標や取組内容等、必要な見直しを行います。

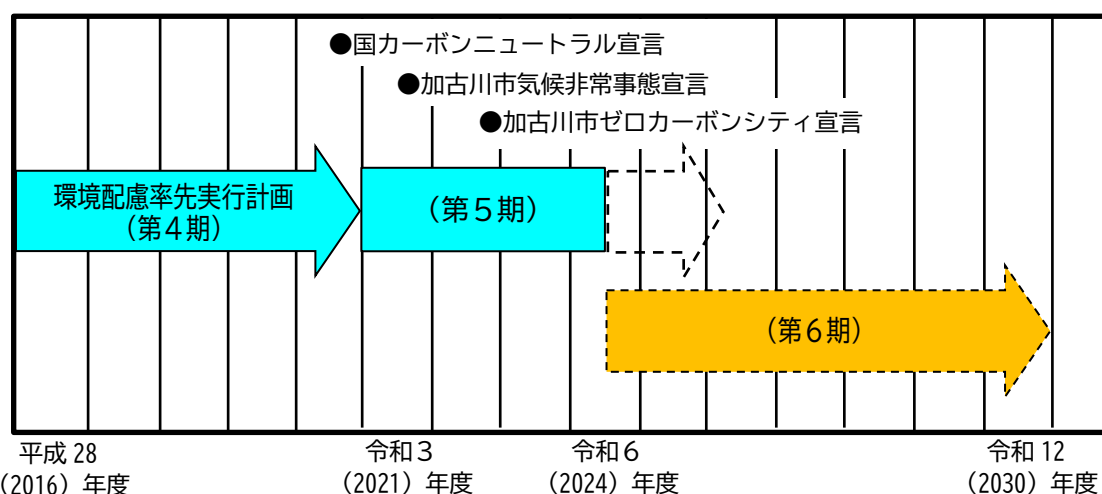


図1－1 環境配慮率先行実施計画の期間

2. 計画の対象

計画の対象は、本市が実施する全ての事務事業とします。また、管理や運営の事務事業を委託等している場合も対象とします。なお、令和4（2022）年度からのごみ処理広域化に伴う、高砂市（エコクリーンピアはりま）へ搬出した本市のごみについては、本計画の対象とします。

3. 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する表1－1の物質とします。その他の温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、本市では排出活動がないため、対象外とします。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正により、メタン及び一酸化二窒素の地球温暖化係数が令和6年度より見直されています。そのため、本計画で使用する温室効果ガス排出量について、第5期の取組の結果は改正前（当時）の地球温暖化係数を使用し、今後の目標値については改正後の係数を使用して算出した値とします。

表 1 - 1 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	排出に伴う主な活動
二酸化炭素 (CO ₂)	1	電気・化石燃料の使用、廃棄物の焼却など
メタン (CH ₄)	28 (25) ※	自動車の走行、廃棄物の焼却など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265 (298) ※	自動車の走行、廃棄物の焼却など

※ () の値は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」の改正前の地球温暖化係数

第3節 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけた、市の事務事業における環境負荷を低減するための「行動計画」とします。また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という）」の特定事業者指定されており、省エネルギーに向けた取組や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という）」に基づく取組についても、本計画で推進していきます。

●法律

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

●本市の条例

- ・加古川市環境基本条例

●本市の計画

- ・第3次加古川市環境基本計画（改定版）
- ・加古川市一般廃棄物処理基本計画



**加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）
（令和6（2024）年度から令和12（2030）年度）**

図 1 - 2 加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）の位置づけ

第2章 これまでの取組状況

第1節 市の事務事業による温室効果ガス排出状況

令和4（2022）年度の市の事務事業による温室効果ガスの排出状況は、表2－1、図2－2のとおり、基準年度である令和元（2019）年度と比較して、排出量は増加しています。主な排出要因は、図2－1のとおり、一般廃棄物の焼却と各施設で使用する電気で9割を占めています。

温室効果ガス排出量を、「令和7（2025）年度までに、令和元（2019）年度から8％削減する」という目標に対し、令和4（2022）年度時点で、9.3％増加しており、目標を達成していません。

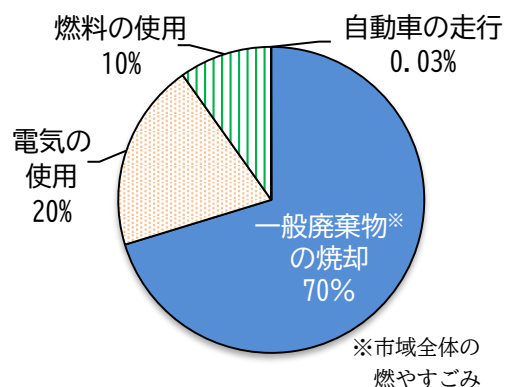


図2－1 市の事務事業による温室効果ガスの主な排出要因

表2－1 市の事務事業による温室効果ガスの排出量

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	48,460	49,180	50,770	52,990	44,520
電気の使用 (t-CO ₂)	11,840	11,550	12,950	10,540	10,550
化石燃料の使用 (t-CO ₂)	4,100	5,650	5,580	5,190	4,100
一般廃棄物の焼却 (t-CO ₂)	32,500	31,960	32,240	37,240	29,900
削減率 (%)		+1.5	+4.8	+9.3	▲8

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

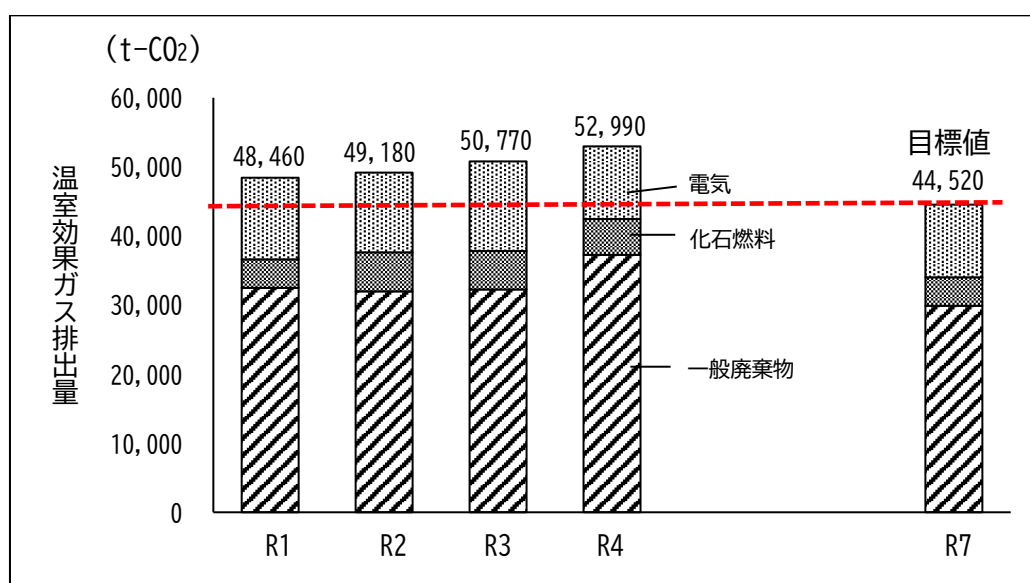


図2－2 市の事務事業による温室効果ガス排出量の推移

第2節 主な項目ごとの温室効果ガス排出状況

1. 電気使用量及び電気の使用による温室効果ガス排出状況

電気は、上下水道局施設の動力源、庁舎や指定管理施設等の空調機器、照明、事務機器等に多く使用されています。各施設での省電力設備への転換、夏季・冬季の節電対策等が行われ、職員の節電対策意識は高まっておりますが、コロナ禍による室内換気の徹底やワクチン接種のための会場運営等により、増加に転じました。

電気使用量は、「令和7（2025）年度までに令和元（2019）年度から7.5%削減する」という目標に対し、令和4（2022）年度時点で5.1%増加しており、目標を達成していません。

表2-2 電気使用量と電気の使用による温室効果ガス排出量

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
電気使用量（千 kWh）	33,500	33,900	37,600	35,200	31,000
温室効果ガス排出量 （t-CO ₂ ）	11,840	11,550	12,950	10,540	10,550
主な電力排出係数 （t-CO ₂ /kWh）	0.352	0.340	0.347	0.299	※0.340
電気使用量の削減率（%） （小数第一位まで表記）		+1.2	+12.2	+5.1	▲7.5

※目標年度の温室効果ガス排出量については、前期計画の最終年度の電気の排出係数（0.340t-CO₂/kWh）で計算しています。

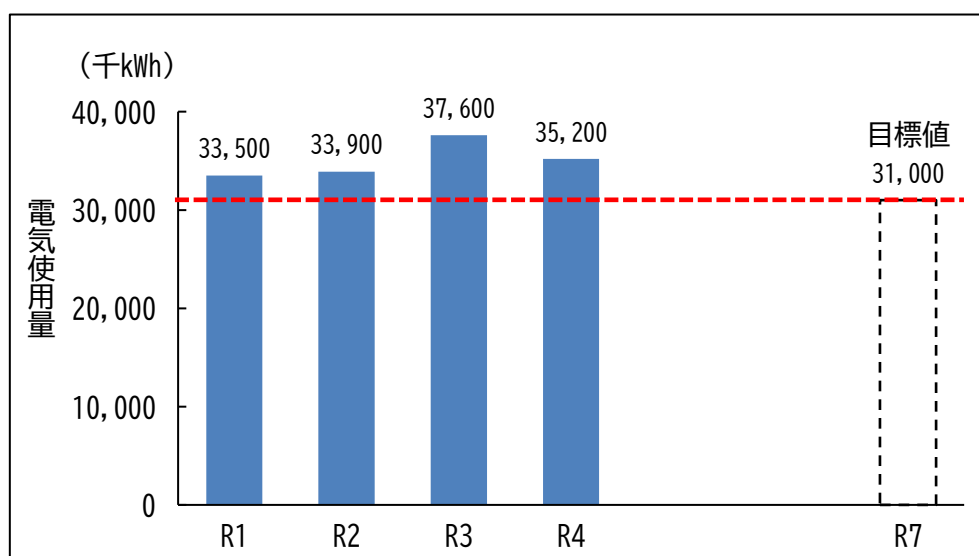


図2-3 電気使用量の推移

2. 化石燃料の使用による温室効果ガス排出状況

市の事務事業で使用する化石燃料は、ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス、天然ガス、都市ガスです。使用用途は、自動車、各種設備、空調機器や暖房機器等の燃料です。

化石燃料の使用による温室効果ガス排出量は、「令和元（2019）年度の水準まで削減する」という目標に対し、空調設備導入による都市ガス使用量の増加により、令和4（2022）年度時点で26.5%増加しており、目標は達成できていません。

表2-3 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4,100	5,650	5,580	5,190	4,100
ガソリン使用分(t-CO ₂)	406	384	399	431	
灯油使用分(t-CO ₂)	1,040	1,097	1,040	618	
軽油使用分(t-CO ₂)	462	442	407	362	
重油使用分(t-CO ₂)	178	154	175	154	
LPガス使用分(t-CO ₂)	480	700	748	701	
天然ガス使用分(t-CO ₂)	3	1	4	0	
都市ガス使用分(t-CO ₂)	1,535	2,874	2,808	2,926	
削減率(%)		+37.8	+35.9	+26.5	0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

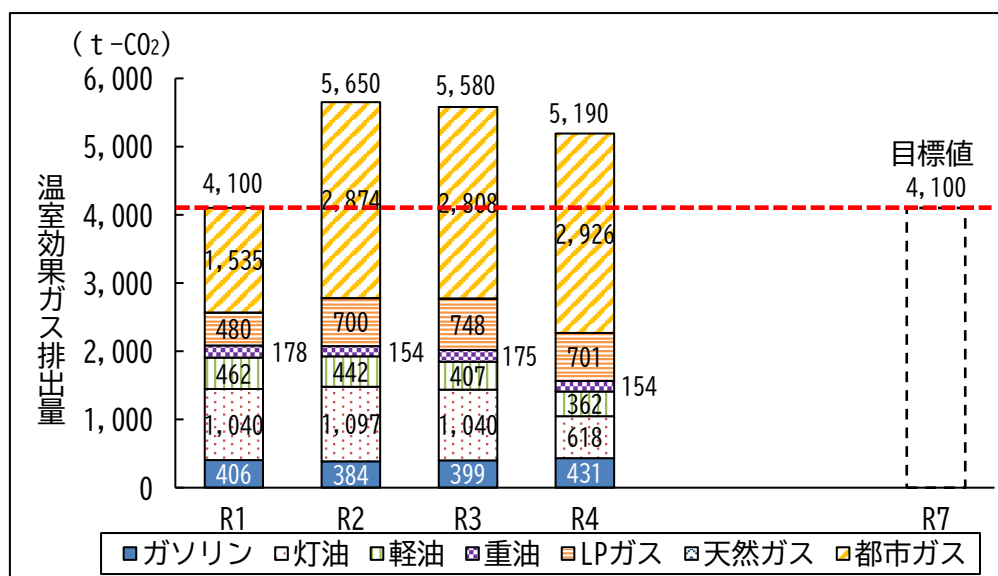


図2-4 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の推移

3. 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出状況

一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量は、「令和 7（2025）年度までに令和元（2019）年度から 8 %削減する」という目標に対し、令和 4（2022）年度時点で 14.5%増加しており、目標を達成していません。

表 2－4 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	32,500	31,960	32,240	37,240	29,900
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		▲1.7	▲0.8	+14.6	▲8

※メタン、一酸化二窒素の排出量を含む。

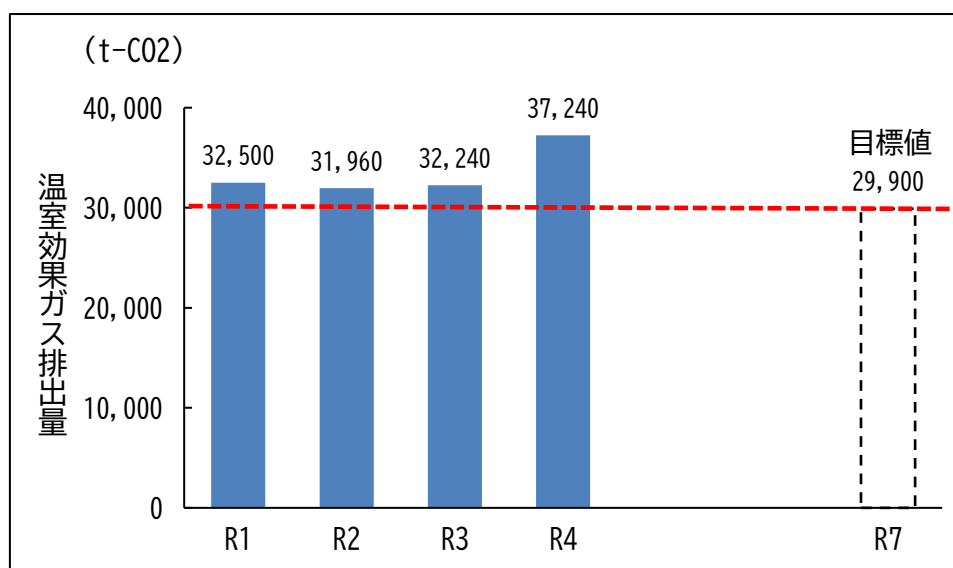


図 2－5 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の推移

第 3 節 その他の取組状況

1. 市の事務事業による廃棄物量

市の事務事業によって排出される様々なごみの減量に向け、一事業者である市も率先して積極的に取り組んでいます。

市の事務事業による廃棄物量は、「令和 7（2025）年度までに令和元（2019）年度から 16 %削減する」という目標に対して、令和 4（2022）年度の時点で 31.7%削減し、目標を達成しています。

表 2-5 市の事務事業による廃棄物量

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2018)	R4 (2019)	R7 (2025) 目標年度
市の事務事業による廃棄物量 (t)	189	148	147	129	159
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		▲21.7	▲21.9	▲31.7	▲16

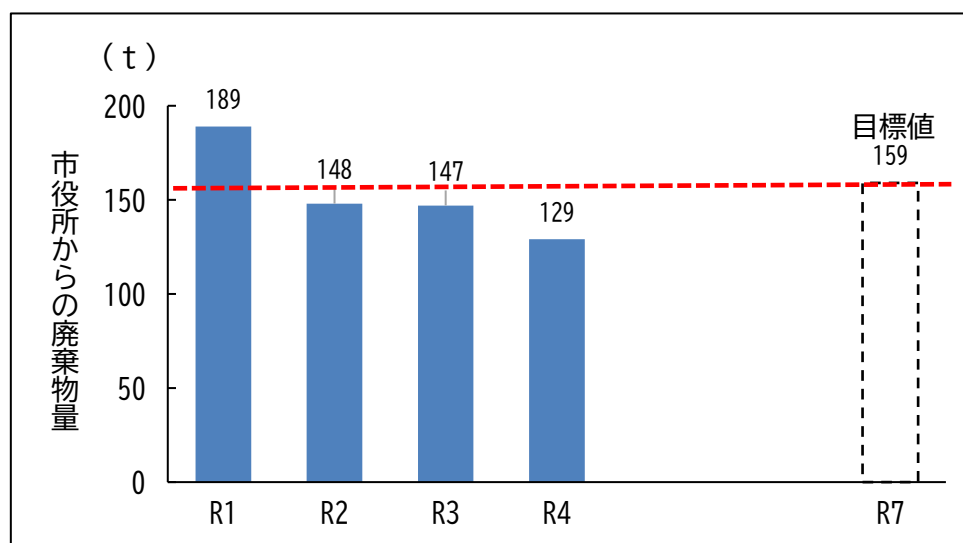


図 2-6 市の事務事業による廃棄物量の推移

2. 用紙購入量

対象の用紙は、A 4 用紙や B 5 用紙等のコピー用紙のみであり、各種事務事業や学校教育等に使用されています。比較・集計するために、それらを面積や重量から A 4 用紙に換算した枚数を表 2-6 に示しています。

用紙購入量は、「令和 7 (2025) 年度までに令和元 (2019) 年度から 3 %削減する」という目標に対し、令和 4 (2022) 年度時点で 1.3%の削減であり、目標は達成できていません。

表 2-6 用紙購入量 (A 4 換算枚数)

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
用紙購入量 (千枚) (A 4 換算枚数)	39,400	42,160	40,410	38,880	38,400
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		+7.0	+2.6	▲1.3	▲3

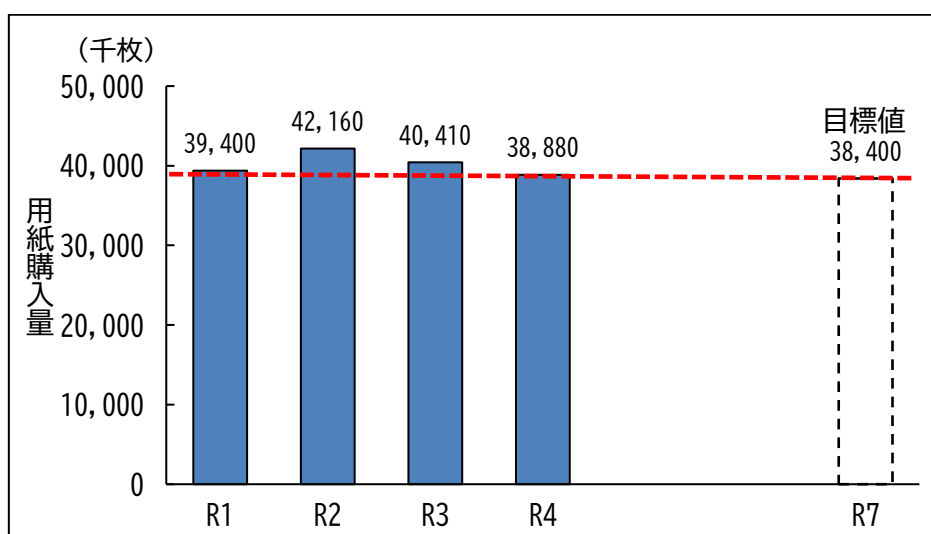


図2-7 用紙購入量（A4換算枚数）の推移

3. グリーン購入率（物品）

グリーン購入法に基づき、物品の購入、印刷物の外注、公共工事の実施時等には、エコマークなどの環境ラベルがつけられたものを優先的に購入するなど、環境配慮型製品を選び、市自らが率先して環境市場の拡大と循環型社会の形成を目指し取り組んでいます。

グリーン購入率は、「令和7（2025）年度までに100%に高める」という目標に対し、令和4（2022）年度時点で、97.5%となっています。

表2-7 グリーン購入率（物品）

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
グリーン購入率（物品） （%）	96.6	98.9	98.0	97.5	100

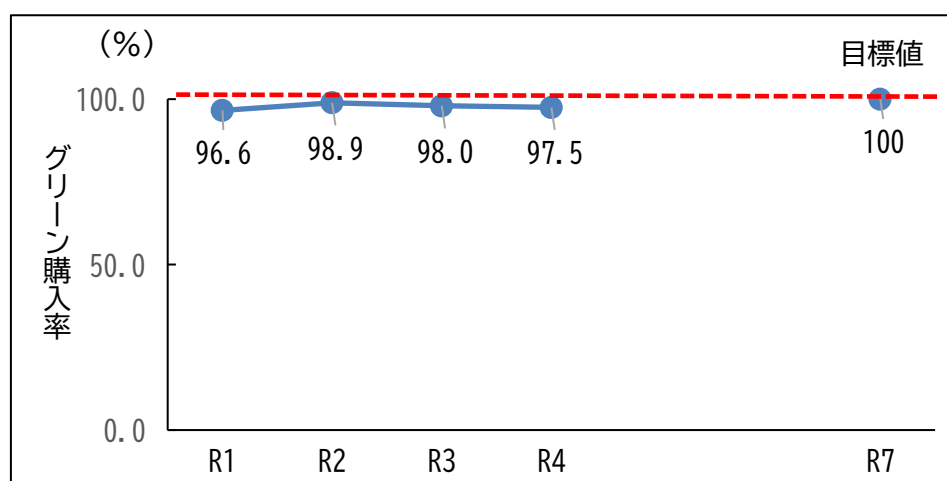


図2-8 グリーン購入率（物品）の推移

4. 低公害車の割合

車両の買い替え時等に、環境負荷の低い車両を購入しています。温室効果ガスは、燃料の使用により、排気ガスとして排出されます。

低公害車の割合を、「令和7（2025）年度までに車両全体の80％以上にする」という目標に対し、令和4（2022）年度時点で79.9％となっており、目標まであと少しです。

※低公害車：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車

表2－8 低公害車の割合

	R1 (2019) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025) 目標年度
低公害車の台数（台）	291	307	313	306	
総車両台数（台）	396	404	397	383	
低公害車の割合（％）	73.5	76.0	78.8	79.9	80 以上

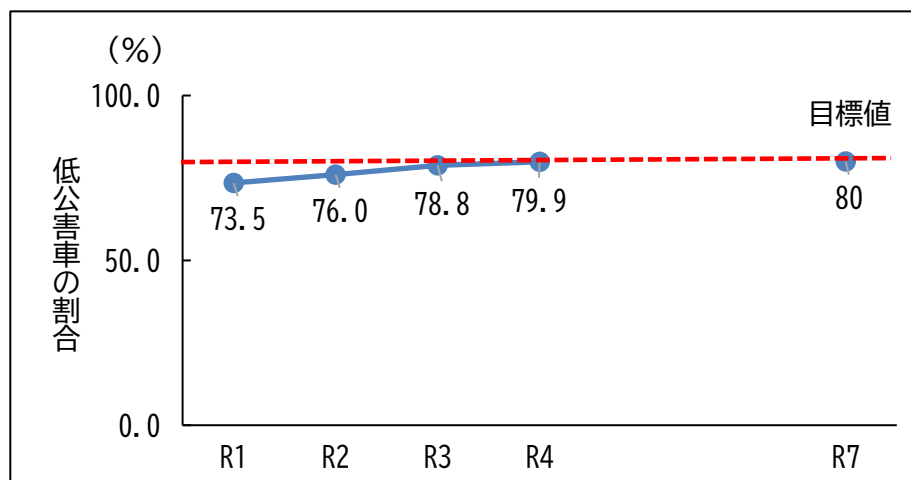


図2－9 低公害車の割合の推移

5. 市が所管する施設での再生可能エネルギー等導入状況

現在、我が国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は、使用時に温室効果ガスを排出します。これに対し、太陽光発電等の再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーです。そのため、本市の公共施設においても、再生可能エネルギーのうち、太陽光発電設備を中心に導入を進めております。

令和6年5月現在では、30の公共施設において太陽光発電設備が設置されています。導入状況の一覧は、次の表のとおりです。

表 2 - 9 太陽光発電設備等設置施設

<太陽光発電>

設名	規模	施設名	規模
●環境配慮率先実行計画（第 3 期）までに導入された施設			
議場棟	20kW	神吉中学校	19kW
人権文化センター	10kW	平岡南中学校	19kW
加古川市民ギャラリー	6 kW	別府中学校	19kW
J R 加古川駅南広場	2 kW、7 kW	陵南中学校	19kW
加古川スポーツ交流館	8 kW	加古川小学校	19kW
資源化センター	47.5kW	八幡小学校	19kW
いずみプラザ	15.6kW	平荘小学校	19kW
尾上公民館	10kW	平岡東小学校	19kW
志方公民館	10kW	志方西小学校	19kW
中部中学校	19kW	若宮小学校	19kW
氷丘中学校	0.4kW、19kW	別府西小学校	1 kW
●環境配慮率先実行計画（第 4 期）中に導入された施設			
川西こども園	10kW	日岡山給食センター	3.3kW
東神吉こども園	10kW		
●環境配慮率先実行計画（第 5 期）中に導入された施設（令和 3 年 3 月～令和 6 年 5 月）			
神野台給食センター	3.3kW	東はりま夜間休日応急診療センター	10kW
かこてらす	20kW	両荘みらい学園	27kW
北館（旧青少年女性センター）	20kW	合 計	469.1kW

※令和 3 年 11 月よりごみ処理の広域化に伴い、新クリーンセンターの廃棄物発電は終了しました。

第 3 章 計画目標と取組

第 1 節 計画目標

本市は、令和 5 年 9 月に「第 3 次加古川市環境基本計画（改定版）」を策定し、市域の温室効果ガス排出量の削減目標を、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26％削減から 48％削減へと強化しました。その中で、官公庁が属する「業務その他部門」の削減目標（「一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量」は除く。）は、39.8％削減から 51％削減へとしています。

これに基づき、本計画における市役所の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減目標については、これまで本市が進めてきた「加古川市環境配慮率先実行計画（第 1 期～第 5 期）」の取組結果をふまえ、次のとおりとします。

計画目標（平成 25（2013）年度を基準とし、令和 12（2030）年度までに）

1. 市の事務事業による温室効果ガス排出量を39.5%削減する。

（1）エネルギーの使用による温室効果ガス排出量を51%削減する。

① 電気の使用による温室効果ガス排出量を65%削減する。

②化石燃料の使用による温室効果ガス排出量を基準年度の水準に維持する。

③電動車の導入割合（軽貨物車・軽乗用車）を70%以上にする。

④太陽光発電設備の導入容量を800kWにする。

⑤照明設備を100%LED化する。

（2）一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量を31%削減する。

2. 市の事務事業による廃棄物量のさらなる削減を進める。

3. グリーン購入を徹底する。

（1）グリーン購入率（物品）を100%にする。

（2）環境に配慮した公共施設整備及び公共工事を推進する。

4. その他、環境に配慮した取組を推進する。

図3－1 本計画の目標

第2節 目標の設定

第1節で定めたそれぞれの目標の設定に係る考え方について、次のとおり設定します。

1. 市の事務事業による温室効果ガス排出量の目標設定

【目標】 市の事務事業による温室効果ガス排出量を39.5%削減する。

市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標は、以下に示す「エネルギーの使用による温室効果ガス排出量」の目標と「一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量」の目標を合わせた内容で設定し、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で39.5%削減することとします。

※市の事務事業による温室効果ガス排出量＝「エネルギーの使用による温室効果ガス排出量」
＋「一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量」

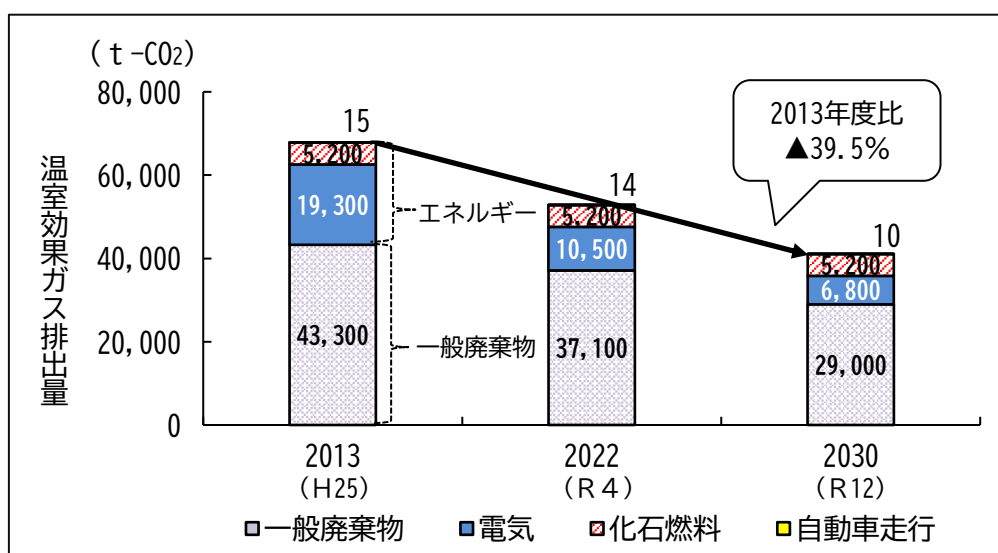


図3-2 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標

(1) エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の目標

【目標】 エネルギーの使用による温室効果ガス排出量を51%削減する。

市の事務事業による温室効果ガス排出量のうち、エネルギーの使用による温室効果ガス排出量目標は、「第3次加古川市環境基本計画(改定版)」に基づき、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で51%削減することとします。

※エネルギーの使用による温室効果ガス排出量＝「電気の使用による温室効果ガス排出量」＋
「化石燃料の使用による温室効果ガス排出量」＋「自動車の走行による温室効果ガス排出量」

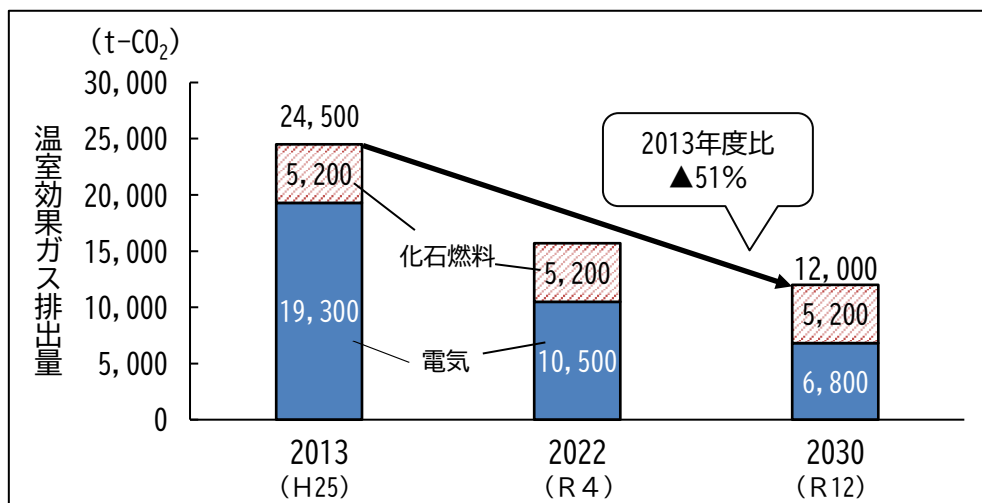


図3-3 エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の削減目標

※令和12(2030)年度の電気の使用による温室効果ガス排出量の算出には、主な契約事業者の電気の排出係数(0.0003 t-CO₂)を使用する。

① 電気の使用による温室効果ガス排出量の目標

【目標】 電気の使用による温室効果ガス排出量を65%削減する。

電気の使用による温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の約8割を占めています。このため、電気使用量を削減する取組は非常に重要であり、省エネ行動だけでなく、照明のLED化や高効率空調設備の導入をはじめ、建物自体の省エネ化を進めることに加え、ゼロカーボン電力の導入などに取り組んでいく必要があります。

化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減が困難な状況であるため、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減を強化し、削減目標は、令和25(2013)年度を基準とし、令和12(2030)年度までに65%削減することとします。

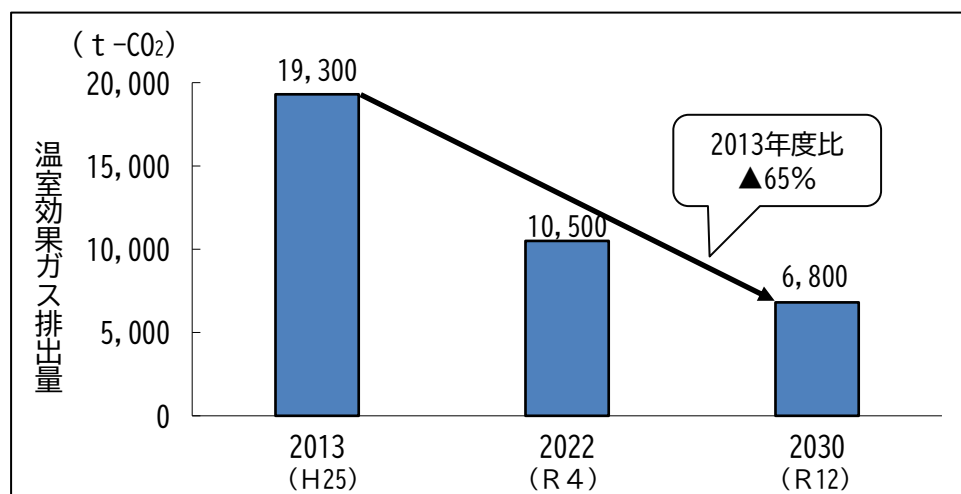


図3-4 電力の使用による温室効果ガス排出量の削減目標

② 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の目標

【目標】 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量を基準年度の水準に維持する。

化石燃料は、空調機器、給湯器、暖房機器、公用車の燃料等に使用されており、省エネ機器の導入、燃料転換、建物や公用車の脱炭素化等に継続して取り組む必要があります。

令和2（2020）年以降、学校園への空調設備の導入が進んでおり、都市ガス等の化石燃料使用量が増えていますが、様々な取組を進めることにより、化石燃料の使用による温室効果ガスの排出量をこれ以上増やさないこととし、削減目標を、平成25（2013）年度を基準とし、令和12（2030）年度は基準年度の水準を維持することとします。

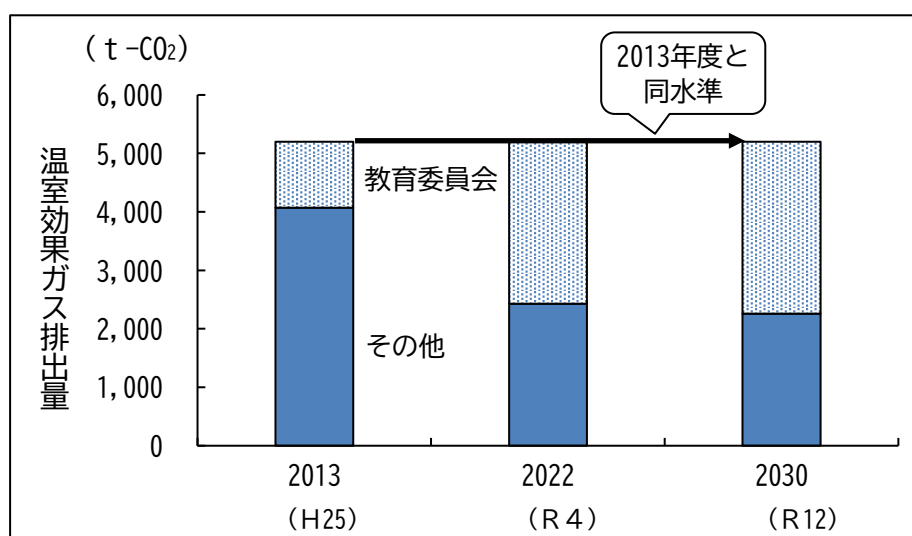


図3-5 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減目標

③ 電動車の導入割合の目標

【目標】 電動車の導入割合（軽貨物車・軽乗用車）を70%以上にする。

公用車のうち、軽自動車（軽貨物車・軽乗用車）の新規導入及び更新時には、「加古川市公共施設脱炭素化方針」に基づき、電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）を導入します。また、導入に対応するため、充電設備の設置も順次進めていきます。

なお、軽自動車以外の車両を導入する場合は、ハイブリッド車にするなど、できる限り電動化に努めることとします。

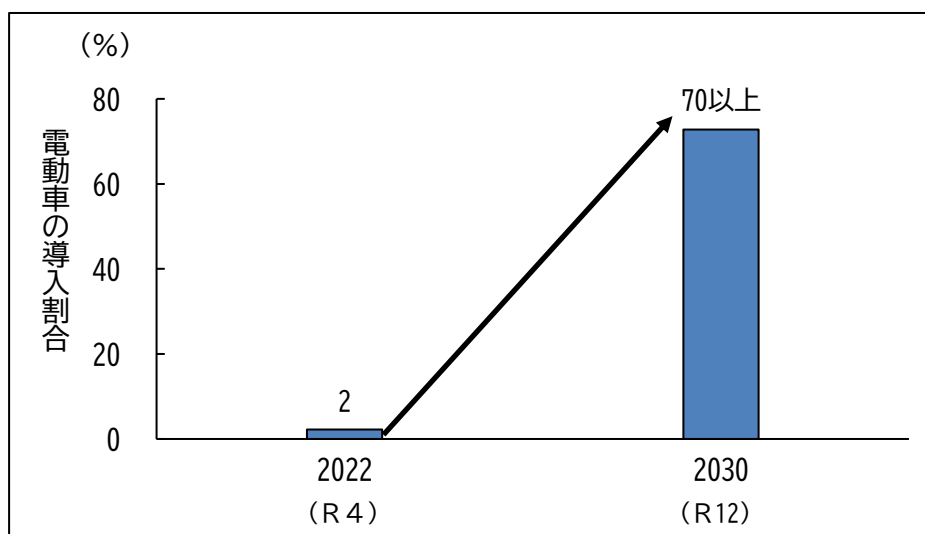


図3-6 電動車の導入目標

④ 市が所管する施設での太陽光発電設備の導入目標

【目標】 太陽光発電設備の導入容量を800kWにする。

太陽光発電設備は、「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」において、市域の太陽光発電設備の設置目標「令和12（2030）年度までに、180,000kW 導入する（※令和元（2019）年度時点の太陽光発電設備導入容量の2倍の容量）」としており、公共施設等についても同様に、導入容量を800kW（令和元（2019）年度時点の導入容量約390kWの2倍の容量）にすることを目指します。

⑤ 市が所管する施設でのLED照明の導入目標

【目標】 照明設備を100%LED化する。

「加古川市公共施設等脱炭素化方針」により、公共施設等の新設や大規模改修を行う際には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化をはじめとした、LED照明や高効率空調設備等の省エネルギー設備を導入し、積極的に省エネルギー化を進めることとしています。

特に照明については、蛍光灯の製造が令和9（2027）年までに終了するため、令和12（2030）年度までに100%LED化を進めるとともに、全ての水銀灯を廃止します。

（2）一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標

【目標】 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量を31%削減する。

令和4年（2022）年度から、エコクリーンピアはりまにおいて、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町によるごみ処理が実施されており、広域によるごみ減量施策が進められています。

令和 5 年 3 月策定の「加古川市一般廃棄物処理基本計画」で掲げる燃やすごみの量の削減目標及び「第 3 次加古川市環境基本計画（改定版）」で掲げる廃棄物部門の温室効果ガス排出量の削減目標に合わせ、一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標を、平成 25（2013）年度を基準とし、令和 12（2030）年度までに 31%削減（メタン、一酸化二窒素による二酸化炭素排出量を除く。）することとします。

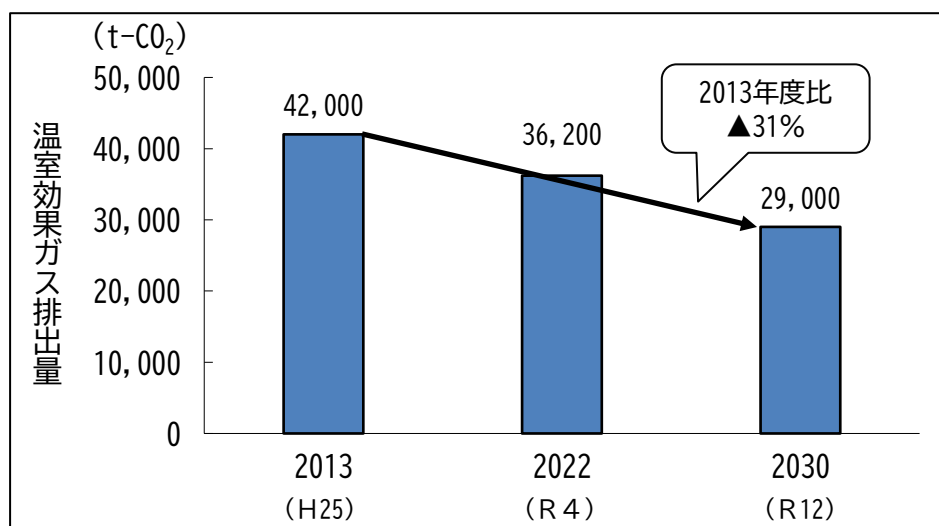


図 3 - 7 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の削減目標

※メタン、一酸化二窒素による二酸化炭素排出量を除く

2. 市の事務事業による廃棄物量の目標設定

【目標】 市の事務事業による廃棄物量のさらなる削減を進める。

市役所も一事業場として、これまで事務事業による廃棄物の削減を徹底して実施してきた結果、職員のごみ減量に対する意識の高まりもあり、大きく削減が進みました。そのため、今後は数値による目標を設定するのではなく、習慣化されたこれまでの取組を引き続き行い、さらなる削減を目指すこととします。

3. グリーン購入の目標設定

【目標】 グリーン購入を徹底する。

物品の購入及びサービスの提供等にあたっては、グリーン購入法及び市が毎年度策定する「加古川市グリーン購入調達方針」に基づき、グリーン購入を行います。環境への負荷の低減に資する物品およびサービスを率先して調達することで環境物品等の市場流通を拡大し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築につなげます。

また、物品等は必要なものを必要な数量のみの購入とし、適正使用、長期使用するとともに、処分にあたっては、リサイクルや分別廃棄等を徹底します。

(環境ラベルの例)



エコマーク



森林認証マーク



燃費基準達成車
ステッカー



省エネルギー



紙製容器包装識別
マーク



レインフォレスト・アラ
イアンス認証マーク

(1) グリーン購入率（物品）の目標

【目標】 グリーン購入率（物品）を100%にする。

環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を率先して調達するため、エコマーク等の環境ラベルが貼られた環境負荷が低い物品を選択する等、グリーン購入を徹底し、グリーン購入率を100%とすることを目指します。

(2) 環境に配慮した公共工事及び施設整備の目標

【目標】 環境に配慮した公共工事及び施設整備を推進する。

公共工事及び施設整備については、環境に配慮した資材、建設機械類、工法又は目的物を採用するとともに、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する設備等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めます。

4. その他の取組目標

【目標】 その他、環境に配慮した取組を推進する。

環境に配慮した事務事業を推進するため、決裁や会議等ではペーパーレスとし、紙の購入量の削減を積極的に進めます。また、職員の環境意識を高めるため、職員研修を実施し、全庁的にゼロカーボンに向けた取組を進めます。

加古川市公共施設等脱炭素化方針（一部抜粋）

令和 5 年 9 月 1 日施行

ゼロカーボンシティの実現を目指すため、公共施設の新設・改修時における整備方針及び公用車の電動化の方針を、以下のとおりとする。

1 公共施設

（1）整備方針

- ・新規設置施設 省エネ対策によって、施設の設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減することに加え、再生可能エネルギーを最大限導入。（ZEB Ready 以上）
- ・避難所指定施設 施設の設計一次エネルギー消費量を可能な限り削減するとともに、自家消費型太陽光パネル及びV2H又は蓄電池を導入。
（公民館、小中学校、日岡山体育館、ウェルネスパーク、いずみプラザ）
- ・大規模改修施設 省エネルギー改修と再生可能エネルギーの導入とを合わせて、施設の設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減。（ZEB Ready 相当）
- ・中規模改修施設 施設の設計一次エネルギー消費量を可能な限り削減。

※ インフラ資産（道路、橋梁、上下水道管、上下水道施設）のうち、建築物は対象とする。

※ 国立研究開発法人建築研究所が公開する「建築物のエネルギー消費性能計算プログラム（WEBPRO）」により、設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量を算定し、省エネ性能を評価する。

※ エネルギーの単位はMJ（メガジュール）とする。

（2）整備基準

	太陽光 パネル	V2H 又は 蓄電池	高効率型 空調・換気	LED 照 明	人感セ ンサー	高断熱 複層窓
新規設置施設	◎	○	◎	◎	◎	◎
避難所指定施設	◎	◎	○	○	○	
大規模改修施設	○		○	○	○	○
中規模改修施設	○		○	○	○	

・「◎」は原則実施する。

・「○」は施設の改修計画や利用方法から、可能な限り実施する。

・新規設置施設で避難所指定施設の場合、「V2H又は蓄電池」を「◎」とする。

・改修施設で、かつ避難所指定施設の場合、「太陽光パネル」及び「V2H又は蓄電池」を「◎」に、「高断熱複層窓」を「○」とする。

・太陽光パネルは、建屋屋上、駐車場、未利用地等を最大限活用した自家消費型とする。
なお、避難所指定施設の場合は、優先的にソーラーカーポートを設置する。

・高効率空調設備の動力は、原則電力とする。

・照明は全てLEDとし、トイレ、階段等には人感センサーをつける。

・窓を複層化する等、建屋を高断熱化（平均熱貫流率値：1.9 以下）する。

2 公用車

(1) 対象

- ・軽自動車（軽貨物車・軽乗用車）とする。

(2) 更新方針

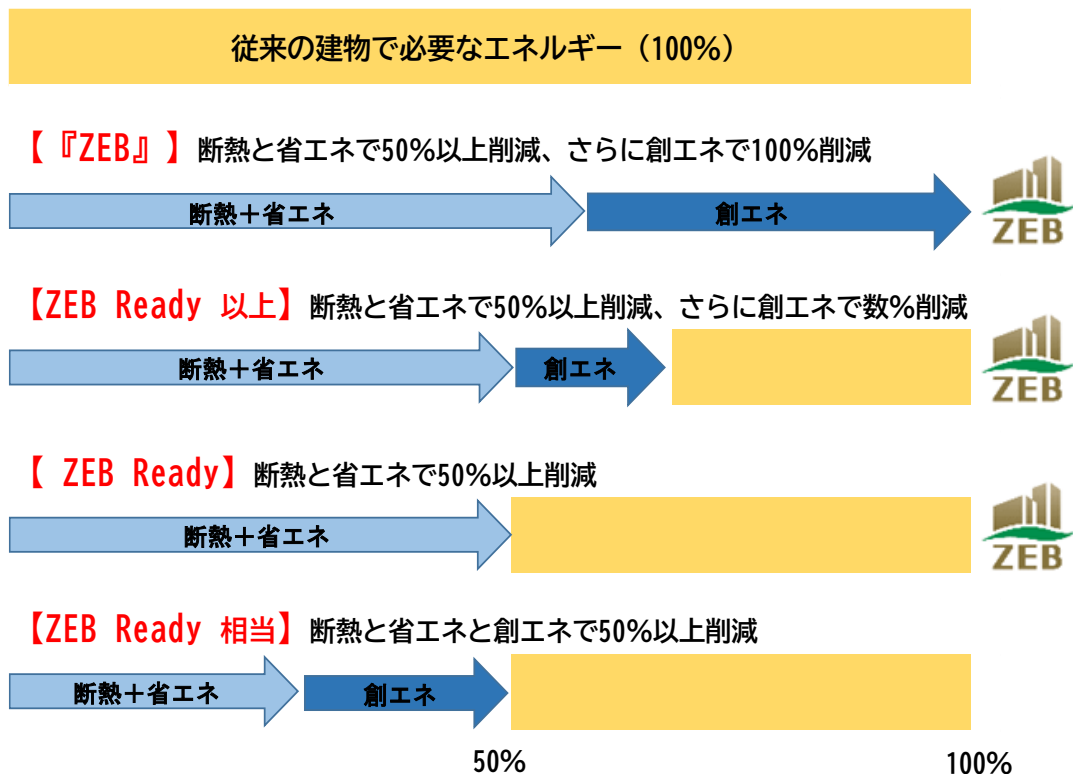
- ・新規導入・更新は、全て電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車）とする。
- ・車両の初年度登録が、軽貨物車で平成 29 年度まで、軽乗用車で平成 28 年度までのものは、令和 12 年度までに全て電動車に更新する。
- ・対象ではない車両は、ハイブリッド車とするなど、できる限り電動化を進める。
- ・電動車の施設への配備については、公民館や市民センターなど本庁外の施設を優先する。ただし、各施設の運営状況や充電設備の設置状況等を踏まえ総合的に判断する。
- ・電動車の導入に当たっては、当該電動車を充電する設備を確保する。

(3) 導入目標

2030 年度までに公用車（軽貨物車・軽乗用車）の 70%以上を電動車とする

参考資料 2

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは



第3節 目標達成に向けた取組内容

1. 取組内容一覧

表3-2 目標達成に向けた取組内容一覧

電力及び化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減に向けた取組内容		
行動	各所属	・トイレ、会議室、休憩室等の<u>常時利用しない部屋の照明は、必要時のみ点灯</u>します。 ・夏季と冬季の一定期間に、節電の取組を強化します。 ・空調機器の吸入口や吹出口の前に物を置きません。 ・緑のカーテンを活用し、遮光、断熱を図ります。 Ka-Go!ちゃん 
	庁舎管理担当課・施設所管課	・空調設定温度の適正管理により、<u>室温が冷房は28度、暖房は20度</u>になるよう運転します。 ・空調効果を高めるため、断熱カーテンやブラインド等を活用します。
	個人	・<u>昼休み時、残業時には、業務に支障のない範囲で部分消灯</u>します。 ・昼休みや一定時間離席する場合は、<u>業務に使用しないOA機器を節電モード</u>にします。また、長時間使用しないOA機器は電源を切ります。 ・<u>ノー残業デーには、定時退庁</u>するとともに、照明を消灯します。 ・持ち込み機器を使用しません。 ・<u>クールビズ・ウォームビズ</u>に取り組みます。 ・<u>電気自動車を積極的に使用</u>します。 ・ふんわりアクセルの<u>エコドライブ</u>を実行します。 ・走行ルート合理化などにより走行距離を抑制します。 ・できる限り乗り合わせして乗車します。 ・不要物を積んだままの状態を運転しません。 ・近距離の移動の場合は、自転車を利用します。 
設備管理	庁舎管理担当課・施設所管課	・灯油やガソリン等の化石燃料使用量を把握し、削減に努めます。 ・<u>化石燃料を使用する機器から電気を使用する機器へと転換</u>します。 ・<u>LED照明、高効率型空調機器、太陽光発電設備等を導入</u>します。 ・トイレや階段には人感センサー付照明を導入します。 ・<u>省エネルギー性能の高い機器を導入</u>します。 ・省エネルギーを進めるシステム等を導入します。 ・電気使用量を把握し、電力ピークシフトに努めます。 ・<u>エレベーターの部分運転</u>を行います。 ・空調機器のフィルター等を定期的に清掃します。 ・<u>複層窓</u>にする等、建物の気密性・断熱性能を向上させます。 ・<u>グリーン電力の調達や、エコクリーンピアはりまのゼロカーボン電力を活用</u>します。 

設備管理	公用車管理担当課・公用車所管課	・車両の初年度登録が軽貨物車で平成29年度まで、軽乗用車で平成28年度までのものは令和12年度までに全て電動車に更新します。 ・対象ではない車両は、ハイブリッド車とするなど、できる限り電動化を進めます。 ・その他、燃費基準や排出ガス基準を満たした自動車を購入します。 ・保有台数を見直します。 ・排気状況、空気圧の点検などの車両整備を徹底します。 ・エコドライブを促進します。
再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入に向けた取組内容		
設備管理	庁舎管理担当課・施設所管課	・「加古川市公共施設等脱炭素化方針」に基づき、施設の新設や大規模改修を行う際には、太陽光発電設備や省エネルギー設備を積極的に導入します。
市の事務事業による廃棄物量のさらなる削減に向けた取組内容		
設備管理	庁舎管理担当課・施設所管課	・機密文書と古紙に分別された廃棄文書を回収し、処理業者による適正処理を行う。
行動	各所属	・廃棄文書は機密文書と古紙に分別し、適正に搬出します。 ・ごみ箱を減らし、廃棄物の発生を抑制します。 ・分別の徹底のため、ごみ箱のチェックをします。 ・不用意に物品を購入しません。 ・全庁的に不用品の情報を提供し、他所属での活用を促すなど、市役所内のリユース活動を推進します。 ・行政手続きや会議資料のオンライン化を推進します。 
	個人	・買い物時はレジ袋を使用せず、マイバッグを使用します。 ・持ち込みごみの持ち帰りを徹底します。 ・イベント時には、参加者に対してもごみの分別、減量の呼びかけを行います。 ・過剰包装を固辞します。梱包材・包装紙等を販売業者に返却します。 
グリーン購入率（物品）100%に向けた取組内容		
行動	個人	・再生材料、余材、廃材を利用した製品を購入します。 ・分別廃棄やリサイクルしやすい製品を購入します。 ・詰め替えや再使用可能な製品を購入します。 ・包装が少ない又は包装材が環境に配慮されている製品を購入します。 ・必要性を十分考慮し、不用品を購入しません。 

行動	個人	・ <u>資源やエネルギーの消費が少なく、環境への負荷が少ない（フロン系物質が使用されていない、温室効果ガスの排出が少ない等）製品を購入</u>入します。 ・ 在庫量を確認し、業務に応じた適正な量を購入します。
電動車（軽貨物車・軽乗用車）の導入に向けた取組内容		
設備管理	庁舎管理担当課・各所管課	・ 車両の初年度登録が軽貨物車で平成 29 年度まで、軽乗用車で平成 28 年度までのものは <u>令和 12 年度までに全て電動車</u>に更新します。 ・ 対象ではない車両は、<u>ハイブリッド車とするなど、できる限り電動化を進めます</u>。 ・ 電動車の導入に当たっては、当該電動車を充電する設備を確保します。 
環境に配慮した公共工事及び施設整備に向けた取組内容		
設備管理	公共工事	・ 再生した処理土や骨材など再生資材を優先的に使用します。 ・ 排出ガス対策型、低騒音型建設機械を使用します。 ・ <u>環境配慮型工法</u>（低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法等）を採用します。 ・ 屋上緑化や環境改善効果のある舗装など目的物を考慮します。
	施設整備	・ <u>省エネルギー型設備（インバーター装置、空調機器、LED照明等）や太陽光発電設備を導入し、ZEB化を推進</u>します。 ・ <u>断熱サッシ</u>など外気の流入遮断が可能な建具を使用します。 ・ 採光に自然光を利用します。 ・ 建物（屋上、壁面）や敷地を緑化します。 ・ 高機能舗装（排水性舗装、透水性舗装）を採用します。 ・ 地球温暖化係数の高いフロン類を使用しません。 ・ <u>環境に配慮されている資材を使用</u>します。 
その他、環境に配慮した取組に向けた取組内容		
設備管理	各所属	・ 「環境方針」を市民の見やすい場所に大きく掲げます。 ・ 加古川市環境マネジメントシステムを推進します。 ・ 環境に配慮する意識を醸成・啓発します。 ・ <u>資料は電子化してペーパーレス化を進めます</u>。 ・ <u>定時退庁を促進</u>します。 ・ 職場及び階層別の環境研修を実施します。
行動	個人	・ <u>できる限り、早く退庁</u>します。 ・ 環境問題に対する関心を持ちます。 ・ 節水します。 ・ 「<u>ゼロカーボンアクション30</u>」で紹介する取組を実行します

第4章 計画の推進と点検・評価

第1節 計画の推進体制

本市では、平成22（2010）年度より市独自で「加古川市環境マネジメントシステム」を構築しました。本計画の推進にあたっては、「加古川市環境マネジメントシステム」の推進体制と点検・評価等の仕組みを活用し、環境の継続的改善を行うこととします。

1. 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限

表4-1 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限

役割	役職	責任及び権限
経営層	市長	(1) 環境配慮率先実行計画の推進 (2) 環境配慮率先実行計画の決定及び見直し (3) 環境方針の策定及び見直し (4) 環境マネジメントシステム審査員の任命・委嘱 (5) 環境マネジメントシステムの見直しの指示
	副市長・教育長・ 上下水道事業管理者	(1) 市長の補佐 (2) 必要に応じて市長の代行
統括環境管理責任者	環境部長	(1) 環境配慮率先実行計画の見直し案の策定 (2) 環境管理委員会、環境推進委員会の開催 (3) 環境マネジメントシステムの確立、維持、実施及び改善 (4) 全部署の共通目標の設定 (5) 環境管理マニュアルの承認 (6) 環境方針の周知及び研修の実施 (7) 環境マネジメントシステムの見直しのための情報提供 (8) 環境マネジメントシステム実地審査計画の策定 (9) 環境マネジメントシステム実地審査の実行指示 (10) 環境マネジメントシステム実地審査結果の経営層への報告 (11) 環境マネジメントシステム実地審査チームの編成及びリーダーの指名 (12) 環境マネジメントシステム審査員研修の実施
副統括環境管理責任者	環境部次長	(1) 統括環境管理責任者の補佐
環境管理責任者	部等の長	(1) 環境管理委員会における環境活動推進のための企画立案及び取組の評価 (2) 部等における環境活動の評価及び活動推進のための環境推進マネージャーへの指示 (3) 部等の環境活動の総括 (4) 共通目標・環境目標・プログラム等の承認 (5) 法的要求事項の遵守状況の確認 (6) 緊急事態への準備及び対応内容の確認 (7) 是正計画の承認 (8) 環境推進委員の指名

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

役割	役職	責任及び権限
環境推進委員	副課長相当職 (各部等より1名)	(1) 環境活動推進のための調査・企画立案 (2) 環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、改善のための立案 (3) 部等における共通目標・環境目標・プログラムの設定内容及び進捗状況のとりまとめ (4) 部等における法的要求事項の遵守内容のとりまとめ (5) 部等における緊急事態への準備及び対応内容のとりまとめ (6) 部等におけるセルフチェック10のとりまとめ
環境マネジメントシステム審査委員	職員審査員 (環境推進委員)	(1) 環境マネジメントシステムの実地審査及び報告
環境推進マネージャー	課等の長	(1) 課等の環境配慮率先実行計画の推進 (2) 共通目標・環境目標・プログラムの設定 (3) 法的要求事項の遵守 (4) 緊急事態への準備及び対応 (5) セルフチェック10の実施 (6) その他の環境活動の推進 (7) 環境方針の周知及び研修の実施 (8) 不適合事項への是正・予防計画の立案・実施 (9) 環境推進リーダーの指名
環境推進リーダー	係長相当職 (各課等より1名)	(1) 環境推進マネージャーの補佐 (2) 共通目標・環境目標・プログラムの設定内容及び進捗状況の報告 (3) 法的要求事項の遵守内容の報告 (4) 緊急事態への準備及び対応内容の報告 (5) 環境負荷の報告
職員	全職員	(1) <u>環境配慮率先実行計画に基づく環境活動の推進</u> (2) その他の環境活動の推進
計画推進事務局 EMS推進事務局	環境政策課	(1) <u>環境配慮率先実行計画に関する事務</u> (2) 環境マネジメントシステムに関する事務

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

2. 委員会の責任及び権限

表4-2 委員会の責任及び権限

委員会名	構成者	責任及び権限
環境管理委員会	環境管理責任者	(1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の審議及び統括環境管理責任者への意見提出</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画推進のための調査・企画についての審議</u> (3) 環境マネジメントシステム実施状況の点検・評価、システムの改正等についての審議及び統括環境管理責任者への意見提出 (4) 「加古川市公共施設等脱炭素化方針」に基づく施設等整備の進捗管理

委員会名	構成者	責任及び権限
環境推進委員会	環境推進委員	(1) 環境配慮率先実行計画の見直し案の策定 (2) 環境配慮率先実行計画推進のための調査・企画立案 (3) 各部各課の環境マネジメントシステム実施状況の点検・評価、システムに関する調査・企画立案
環境マネジメントシステム審査委員会	職員審査員 (環境推進委員)	(1) 環境マネジメントシステムの運用状況、効果等の審査

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

3. 環境マネジメントシステムの推進体制

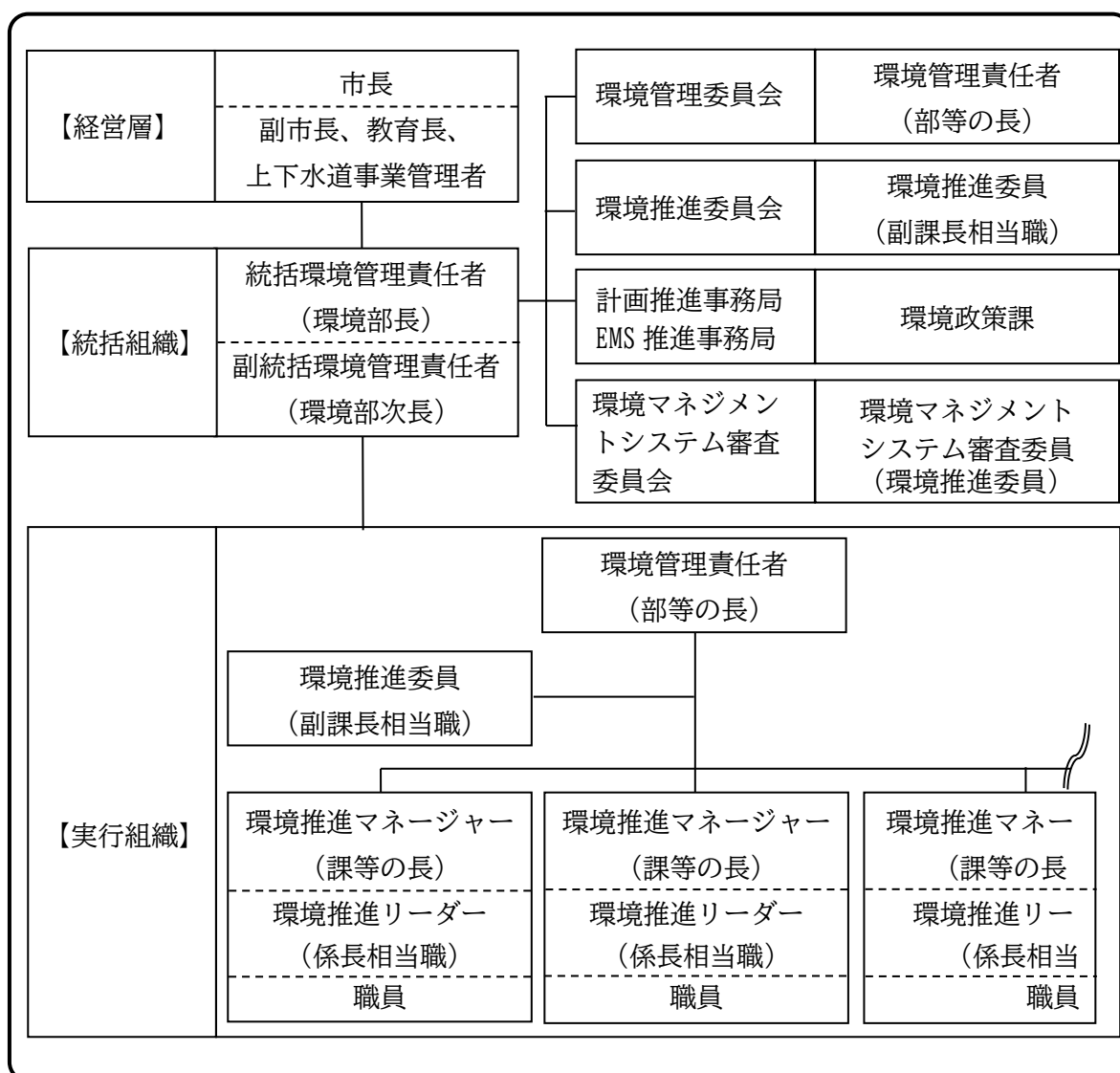


図4-1 環境マネジメントシステム推進体制

4. 点検・評価体制

本計画に掲げた目標の達成に向け、全職場において独自の目標を立案し、職員一人一人が取組を進めていきます。取組の進捗状況については、毎年点検・評価を実施し、見直しを行います。そして、職員の環境意識も向上させながら、実情に応じたさらなる改善を加え、次年度への取組へとステップアップさせていきます。

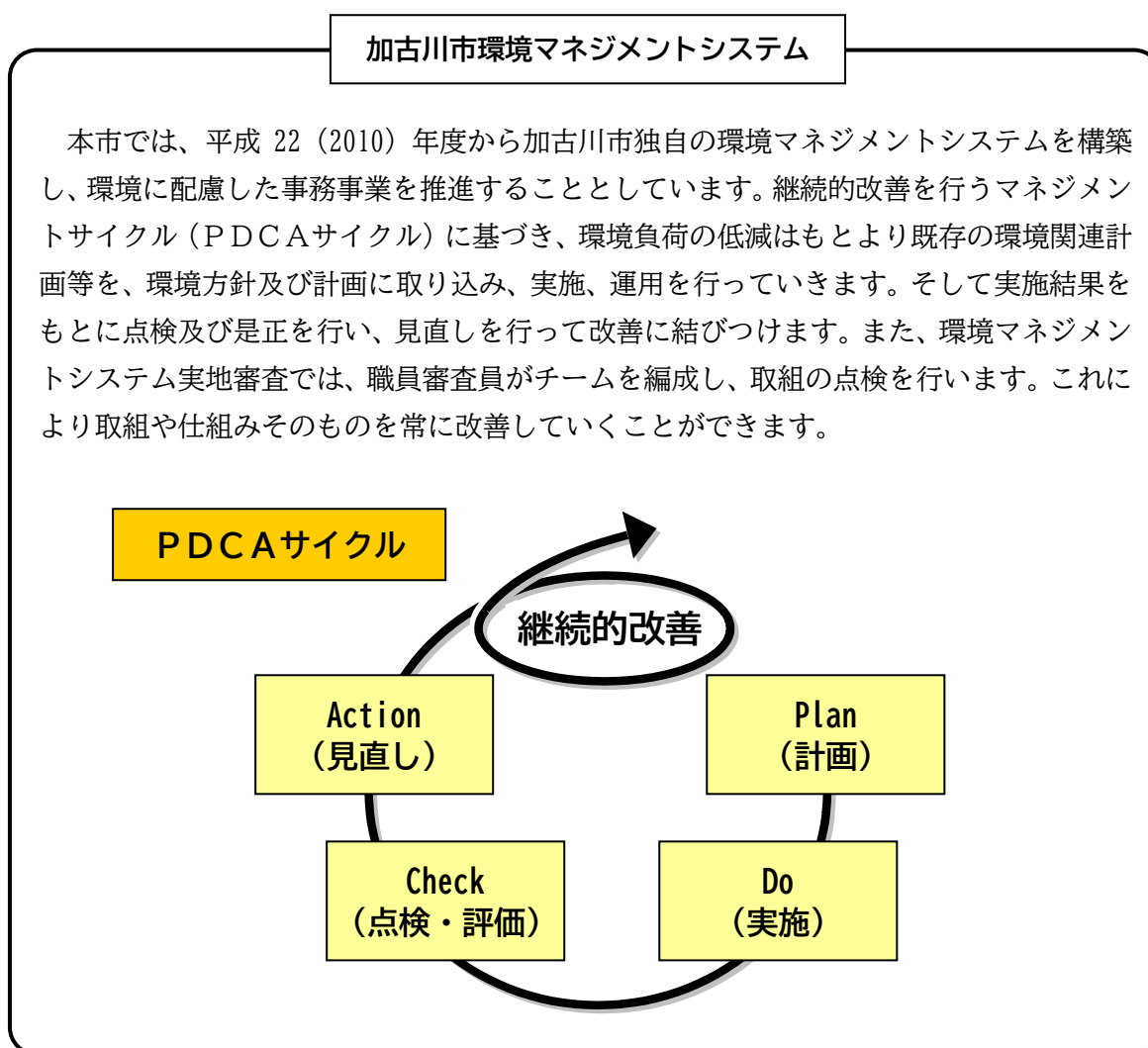


図 4－2 環境マネジメントシステム点検・評価体制

第2節 取組内容

1. 目標及びプログラムの設定

本計画の目標を、環境マネジメントシステムにおけるオフィス活動の環境目標とします。環境推進マネージャー（課等の長）は、目標を達成するための具体的なプログラムを設定します。

2. Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）については、環境マネジメントシステムを活用して毎年実施します。各課等で設定（Plan）したプログラムを職員一人一人が取り組み（Do）、半期ごとに進捗を確認（Check）します。そして、1年後に取組結果を分析・評価（Check）し、その結果を踏まえて次年度に向けた目標を設定（Action）します。

3. 点検結果の公表

この計画は、加古川市自らが一事業者として、地球温暖化防止と環境負荷の少ない事務事業の実施を目指すとともに、自治体自らが率先して行動を起こすことにより、市民・市民活動団体・事業者に範を示して行動を促すことを目的としています。

この姿勢をより明確に示し、着実に進めていくため、毎年度の取組状況や各目標に対する達成度をホームページ等で公表します。

第3節 職員に対する研修等

この計画を実効性のあるものにするために、職員一人一人が計画の目的を理解し、必要性を認識したうえで、各々が果たすべき役割を実行することが重要です。

そのために、各階層別や全職員を対象とした環境研修会等を毎年開催して、本計画及び環境マネジメントシステムに対する理解を深めるとともにセルフチェック 10 も実施し、地球環境に配慮した行動を率先して実行する職員の育成に努めます。

また、庁内ネットワークなどを利用して、地球環境保全をはじめ、環境に関する情報を提供するとともに、各職場等の模範的な取組を紹介するなど、職場での計画推進に対する支援を行います。

第4節 計画の見直し

統括環境管理責任者（環境部長）は、実績や技術的進歩等の状況を把握し、市長へ報告します。

市長は見直しが必要と判断した時は、統括環境管理責任者に本計画の見直しを指示し、統括環境管理責任者から環境推進委員会に見直し案の作成を指示します。

統括環境管理責任者は、環境管理委員会に見直し案を報告し、意見を求めます。環境管理委員会は、見直し案について審議し、統括環境管理責任者に意見を提出します。

統括環境管理責任者は、その意見に基づき、必要な見直しを行って市長に報告します。

市長は、見直し案に基づき、計画を決定します。

加古川市 ゼロカーボンシティ宣言

世界各地で地球温暖化による気候変動が危惧される中、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃に抑える努力を追求することについて合意がなされ、世界的に脱炭素社会への取組が急務となっています。

国においても2030年度には温室効果ガスの排出46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。

本市としても令和3（2021）年6月に「加古川市気候非常事態宣言」を表明し、市域の脱炭素社会を目指した取組を進めてきましたが、さらに二酸化炭素の排出量を抑制する取組を強力に推し進める必要があります。

本市の未来の環境を持続可能に発展させ、次世代に守り継ぐために、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、環境先進都市を目指した取組を進めてまいります。

令和4（2022）年2月22日

加古川市長 岡田康裕



加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）
令和6年8月策定

加古川市環境部環境政策課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電話 079（421）2000（代表）

079（427）9769（直通）

FAX 079（422）9569